

一般社団法人 日本人工大理石リサイクル協会会員規約

第1章 総則

第1条 (目的)

一般社団法人日本人工大理石リサイクル協会（以下本協会とする）は、人工大理石を含む各種再生資源物のリサイクル事業の発展を社員共通の目的とし、人工大理石を含む各種産業廃棄物の回収、加工、販売、人工大理石を含む産業廃棄物に関する情報収集及び管理等を行います。

第2条 (本規約の範囲)

本規約は、本協会の定款に定める会員となった個人または団体に適用されます。

第3条 (会員)

- 1 本協会の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、本協会の会員制度への入会を申し込み、本協会の代表理事が承認した者を会員とします。
- 2 会員とは、本協会の正会員、賛助会員を指します。正会員をもって一般法人法第11条第1項第5号等に規定する社員とします。
 - ① 正会員とは、代表理事に推薦された製造事業者及び販売事業者であり、且つ、本協会の目的に賛同し、本協会の事業に関し積極的且つ中心的役割を担う個人又は団体とする。
 - ② 人工大理石の製造事業者は正会員とする。
 - ③ 賛助会員とは、加工事業者であり、本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体とする。

第2章 入会申込と会費等

第4条 (申込と入会)

- 1 入会希望者は、本協会所定の入会申込書に必要事項を記入の上、本協会に提出し入会を申し込むものとします。
- 2 前項に基づき入会の申込がなされた後、代表理事の承認を得た時に会員となります。

第5条 (会費)

- 1 会員は、定款第11条の規定により会費を納入するものとします。
- 2 納入する会費の年額は以下のとおりです。

正会員	年会費	5万円
賛助会員	年会費	3万円
- 3 年会費は、原則として本協会発行の請求書により前年度末までに一括納入するものとします。
- 4 期中に入会した者は、入会月から年度末までの月数に年会費の1/2分の1を乗じた会費を一括して納入するものとします。但し、期中での入会の場合の年会費は、別紙早見表のとおりとします。

第6条 (会費の返還)

納入された会費は理由の如何を問わず一切返却しません。

第7条 (有効期間)

- 1 本規約に基づく会員期間は、年会費の入金日から年度末の9月30日までとします。
- 2 期間満了日の3ヵ月前までに、会員又は本協会から相手方に対し、書面（電磁的方法を含む）による特段の意思表示がない場合には、更に契約期間を1年間自動更新するものとし、以後も同様とします。

第8条 (変更の届出)

- 1 会員は、その名称、本店所在地、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。
- 2 会員が前項の変更の届出をしなかったことにより不利益を被った場合でも、本協会はその責任を一切負わないものとします。

第9条 (退会)

- 1 会員は、本協会所定の手続きにより、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も本協会に対する未払い分の支払いを免れないものとします。
- 2 期中に退会しようとする者は、やむを得ない事由がある場合を除き、退会の1ヶ月前までに退会の申し出を本協会に提出して下さい。

第10条 (除名)

本協会は、会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、除名することができるものとします。

- ① 本協会の名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと本協会が認めた場合
- ② 会費の支払いが支払日より3ヵ月以上遅滞した場合
- ③ 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- ④ 本規約又は、その他本協会が定める規約に違反した場合
- ⑤ その他、本協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

第11条 (退会)

会員は、前2条に定める他、死亡又は解散した場合及び当該会員を除く正会員全員の同意があった場合、本協会から退会するものとします。

第3章 社員総会

第12条 (招集)

- 1 当協会の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集します。
- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集し、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集します。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとします。

第13条 (招集手続の省略)

社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができます。

第14条 (議長)

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たります。

第15条 (決議の方法)

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行います。

第16条（社員総会の決議の省略）

社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなします。

第17条（議決権の代理行使）

社員は、当協会の社員を代理人として、議決権を行使することができます。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければなりません。

第18条（社員総会議事録）

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当協会の主たる事務所に備え置くものとします。

第4章 役員

第19条（役員）

本協会には3名以内の理事をおき、理事が2名以上いるときは、理事の互選により代表理事1人を選定します。

第20条（理事の選出及び任期）

- 1 理事の選出は総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行います。
- 2 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとします。任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とします。

第5章 会員

第21条（会員情報の取り扱い）

- 1 会員及び入会申込者は、本人から直接本協会に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を、本協会が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに予め同意するものとします。
 - ① 第4条第2項に定める入会審査
 - ② 本協会の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
 - ③ 本協会が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
 - ④ 会員情報を、予め会員承諾のもと本協会のウェブサイトに掲載する場合
- 2 会員は、本協会の業務活動上知り得た、又は取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守するものとします。
 - ① 適切且つ適法な手段によって取り扱うこと
 - ② 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
 - ④ 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守すること

第6章 禁止事項及び損害賠償と免責

第22条 (禁止事項)

1 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- ① 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
- ② 本協会の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、本協会外へ公開することのない情報を言う。
- ③ 本協会の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、本協会の活動以外に利用すること
- ④ その他、本協会の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為

2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有すものとします。

第23条 (損害賠償)

会員は、前条の禁止事項によって、本協会、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償する必要があります。

第24条 (免責)

本協会は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負いません。

- ① 会員が本協会のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合
- ② 本協会のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項
- ③ 本協会のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

第7章 本規約の追加・変更

第25条 (規約の追加・変更)

本規約の内容を変更、追加又は削除する必要があると判断されるものについては、理事の決議により定めるものとします。

付則

本会員規約は、平成25年11月1日より実施します。